愛媛県中小企業融資制度

県内に事業所を有し、信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む小規模企業者の設備投資について、

『経営安定資金（小口資金）』、『小口零細企業資金』

設備資金の利子を補給（最長 10 年間）します。

〈利子補給率〉

○ひめボス基本認証者又はパートナーシップ構築宣言公表者：1.0%（注 1）

○その他の方：0.5%（注 2）

小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が 20 人（商業及びサービス業は 5 人）以下の会社及び個人。ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業は従業員数が 20 人以下。

経営安定資金（小口資金）

融資対象者	小規模企業者	
	特別小口保険適用者： 1 年以上の事業実績を有し、原則として 6 か月以上商工会議所等の指導を受けている者	
資金使途	運転資金	**設備資金**
融資限度額	2,000 万円 特別小口保険適用者 2,000 万円	**2,000 万円** **特別小口保険適用者 2,000 万円**
融資期間	7 年以内（据置 6 か月） 特別小口保険適用者 5 年以内（据置 6 か月）	**10 年以内（据置 1 年）** **特別小口保険適用者** **7 年以内（据置 1 年）**
融資利率	1．9 0％ 特別小口保険適用者 1．7 5％	**【利子補給後】0.90%（注 1）、1.40%（注 2）** **特別小口保険適用者** **【利子補給後】0.75%（注 1）、1.25%（注 2）**
保証料率	0.35～1.40%（割引有）　特別小口保険適用者 0.85%（NPO 法人 0.68%）	

小口零細企業資金

融資対象者	小規模企業者のうち、信用保証協会の保証債務残高が 2,000 万円以下の者	
	経営指導特例：原則として 6 か月以上商工会議所等の指導を受けている者	
資金使途	運転資金	**設備資金**
融資限度額	2,000 万円	**2,000 万円**
融資期間	5 年以内（据置 6 か月）	**10 年以内（据置 1 年）**
融資利率	1．7 5％ 経営指導特例　1．7 5％	**【利子補給後】0.75%（注 1）、1.25%（注 2）** **経営指導特例** **【利子補給後】0.75%（注 1）、1.25%（注 2）**
保証料率	0.50～1.87%（割引有）　経営指導特例 0.50～1.55%	

経営安定資金（小口資金）と小口零細企業資金の各設備資金の融資実績の合計が**10 億円**に達した時点で、令和 7 年度の利子補給は終了となります。

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

＜担保・保証人＞　必要に応じて徴求

＜申請書類＞

○会社の定款　　○概要及び経歴　　○直近の決算書
○融資対象の確認要件が分かる書類（事業計画書、資金計画書等）
○導入予定設備のカタログ・見積書（設備資金のみ）
○設備設置個所付近の見取り図（設備資金のみ）
○必要に応じて許認可証等　　○その他必要と認められる書類

＜申込み先＞

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、
商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、
四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、
三井住友銀行

＜ 利子補給の流れ ＞

金融機関あるいは信用保証協会に融資の申込みをしてください。

↓

金融機関と信用保証協会の審査が通れば融資実行されます。

↓

設備導入後、写真と領収書を金融機関へ提出してください。

↓

金融機関から県へ写真と領収書の写しが提出されます。

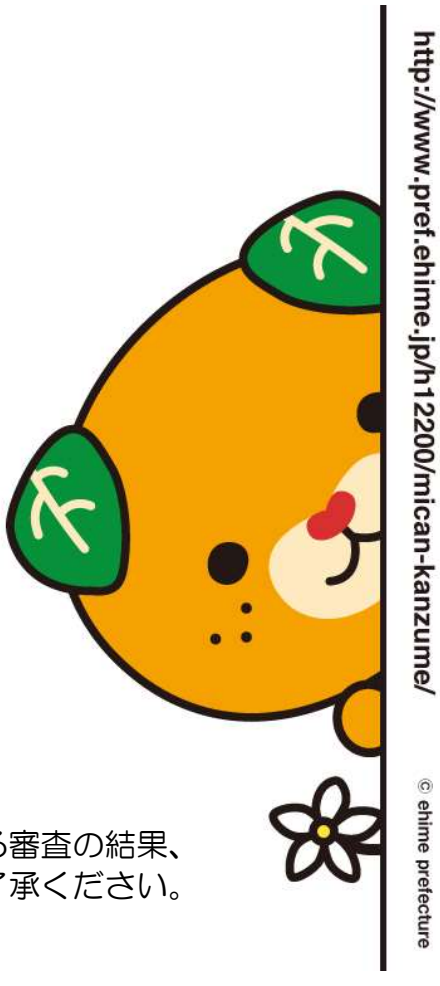

融資及び保証については、金融機関及び保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

詳細は県経営支援課（089-912-2481）またはお近くの取扱い金融機関、県信用保証協会（089-931-2111）にお問い合わせください。
中小企業者向け融資制度については県ホームページでも情報提供しています。
https://www.pref.ehime.jp/site/madoguchi/59788.html